

4編 災害復旧・復興計画

災害復興は、「器・ハコモノ」となる都市施設や住宅等のすみやかな復旧・整備も重要であるが、同時に「中身」である住民及び地域コミュニティ等の人間関係や営みの維持・再建が伴わなければ、本当の復興とは言えない。そのため、災害復興時においても、あらゆる事業の推進に当たっては、市政運営の基本である「市民と手を携えて進めるまちづくり」を、常に念頭に据えておく必要がある。

4編 災害復旧・復興計画

1章 災害復旧計画

2章 災害復興計画

1章 災害復旧計画

1. 災害復旧・復興方針の決定

市は、応急対策がある程度完了し、初期の混乱が収束した段階において、災害復旧・復興方針及び体制等を決定する。方針の決定にあたっては次の点に留意する。

- 迅速な復旧対策及び被害の再発防止を考慮した抜本的な予防対策の検討
- 関係各課の連携による全庁横断的な実施体制の構築
- 被災地住民からの意見聴取と、方針の住民説明並びに合意形成
- 西宮市総合計画等の上位・関連計画との整合性

また、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に実施するため、指定地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、必要な職員を適正に配備することとし、必要に応じて県に対して職員の応援派遣等を要請する。

2. 災害復旧計画事業の推進

指定地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、災害復旧事業の推進にあたり、民生の安定、社会経済活動の早期回復を目指し、再び被災しないよう災害の防止を図るため、法律に基づいて、次にあげる基本方針に沿って各種復旧事業を迅速に実施する。また、災害復旧事業費について、国又は県による財政援助が行われる場合は、その援助を受けて災害復旧事業を行う。

【災害復旧事業の基本方針】

- 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定める。また、物資、資材の調達、必要な職員の配備・応援等について関係機関と協力し、迅速かつ円滑に事業を行う。
- 被災地の住民と協働して、計画的に復旧を行う。
- ライフライン管理者及び交通機関等は、できる限り復旧予定時期を明示し、事業期間の短縮に努める。

【公共施設の災害復旧事業の種類】

- | | | |
|------------------------|--------------|------------|
| (1) 公共土木施設災害復旧事業計画 | ① 河川 | ② 砂防設備 |
| | ③ 林地荒廃防止施設 | ④ 地すべり防止施設 |
| | ⑤ 急傾斜地崩壊防止施設 | ⑥ 道路 |
| | ⑦ 下水道 | ⑧ 公園 |
| (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画 | | |
| (3) 都市施設災害復旧事業計画 | | |
| (4) 上水道災害復旧事業計画 | | |
| (5) 住宅災害復旧事業計画 | | |
| (6) 港施設災害復旧事業計画 | | |
| (7) 社会福祉施設災害復旧事業計画 | | |
| (8) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画 | | |
| (9) 学校教育施設災害復旧事業計画 | | |
| (10) 社会教育施設災害復旧事業計画 | | |
| (11) その他災害復旧事業計画 | | |

3. 災害復旧事業に伴う財政計画

災害復旧事業に伴う財政援助等については、法律等によりその全部もしくは一部を負担し、または補助する災害復旧事業と「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業があり、被害の状況に応じて必要な調査、手続きを行うこととする。

（1）法律等による全部もしくは一部を負担または補助の例

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ② 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ③ 公営住宅法
- ④ 土地区画整理法
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 予防接種法
- ⑧ 水道法
- ⑨ 道路法
- ⑩ 河川法

（2）激甚法による災害復旧事業

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和 37 年 12 月 7 日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和 43 年 11 月 22 日・中央防災会議決定）の 2 つがあり、この基準により指定を受ける。

県及び市は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況をすみやかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年 9 月 6 日法律第 150 号以下「激甚法」という。）の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

「激甚法」により財政援助等を受ける事業は、次のとおりである。

【激甚法による財政援助】

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<ul style="list-style-type: none"> ○公共土木施設災害復旧事業 ○公共土木施設災害関連事業 ○公立学校施設災害復旧事業 ○公営住宅災害復旧事業 ○生活保護施設災害復旧事業 ○児童福祉施設災害復旧事業 ○幼保連携型認定こども園災害復旧事業 ○老人福祉施設災害復旧事業 ○身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ○障害者福祉施設災害復旧事業 ○婦人保護施設災害復旧事業 ○感染症指定医療機関災害復旧事業 ○感染症予防事業 ○特定私立幼稚園災害復旧事業 ○堆積土砂排除事業 ○湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ○農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ○開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助 ○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ○森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ○土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 ○共同利用小型漁船の建造費の補助 ○森林災害復旧事業に対する補助
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ○事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
その他の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> ○公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ○私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ○市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ○母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ○水防資材費の補助の特例 ○り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ○小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ○雇用保険法による求職者給付に関する特例

2章 災害復興計画

1. 計画の方針

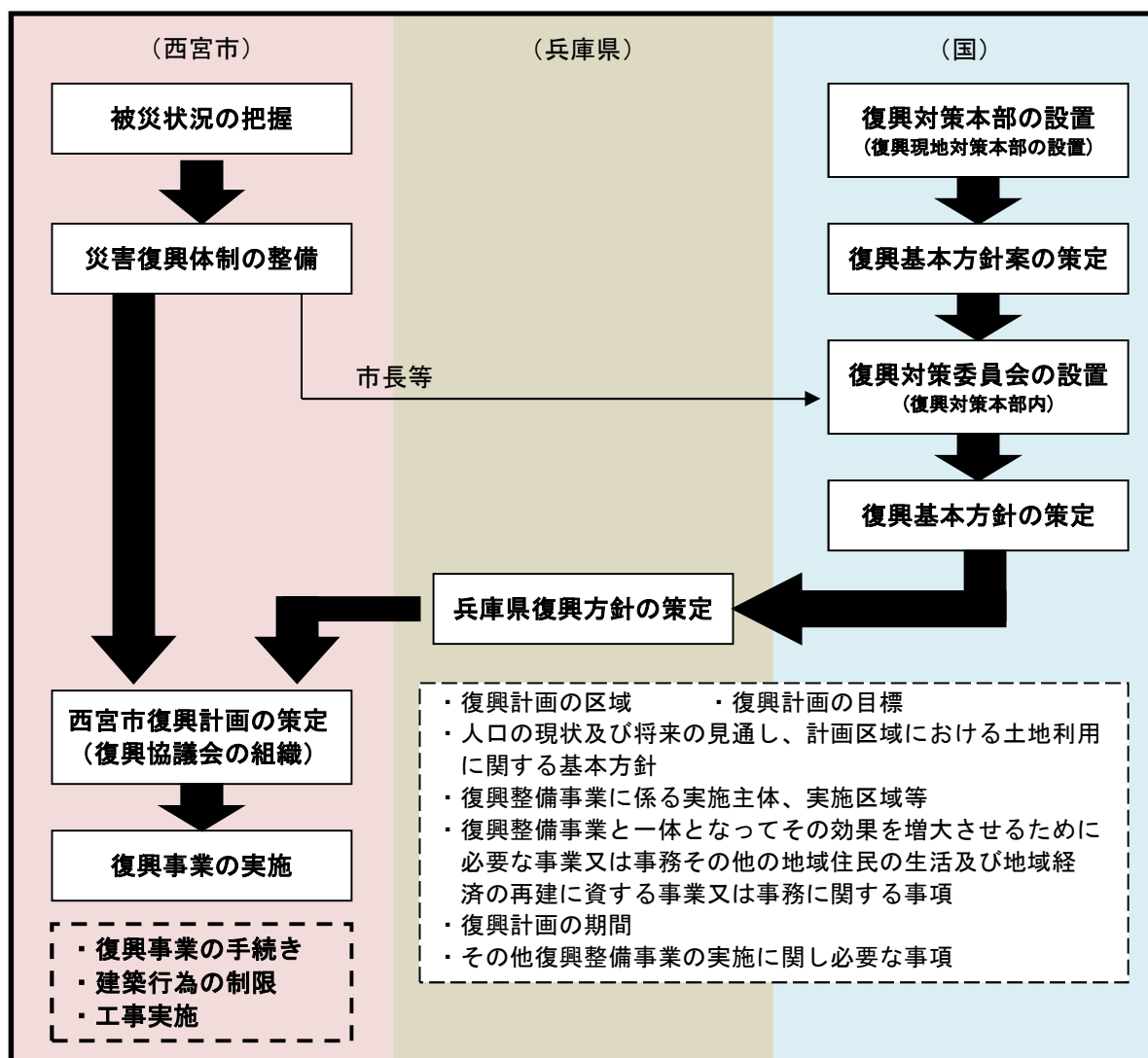
阪神淡路大震災や東日本大震災クラスの大規模な災害が発生し、本市において甚大な被害が生じた場合、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき政府が定める「復興基本方針」に即して、県は復興の目標、実施すべき施策、人口の現状及び将来予測や土地利用の区分等復興に関する基本事項を示した「兵庫県復興方針」を定める。市は、「兵庫県復興方針」に即して、「西宮市復興計画」を策定するとともに、災害復興体制を整備し、国・県と連携しながら、計画的に復興事業に着手する。

なお、復興計画は、市域全体の復興に向けてのマスタープランとして機能するとともに、各種事業を円滑かつ迅速に推進するワンストップ処理の役割も担うものである。

そのため、計画策定にあたっては、あらかじめ公聴会の開催の他、その他市民の意見を反映するために必要な措置を講じるものとする。また、復興計画及びその実施に関して協議するため、市長と県知事の他、必要と認めるものを構成員とする復興協議会を組織できるものとする。

2. 復興対策の手順

市は、以下に示す手順に従い、可能な限り迅速かつ円滑な復興を図るものとする。



3. 災害復興体制の整備

市は、以下に示す手順を基本に、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、災害復興本部等の総合的な体制の整備を図るものとする。

また、市は、迅速かつ円滑な復興を図るため、自治体内部だけでなく学識経験者及び市民を含めた、復興計画策定のための検討組織の設置を図る。

さらに復興対策の遂行にあたり、市は、必要に応じ国、県及び他の自治体からの職員派遣その他の協力を得るものとする。

災害復興体制の整備	<ol style="list-style-type: none"> 1 基本方針の策定組織の設置と検討着手 2 基本計画を策定する復興計画審議会の設置準備 3 庁内の復興検討組織の設置と検討開始 4 議会との連携 5 復興推進区域、重点復興地域指定の検討 6 建築基準法に基づく建築制限の検討
-----------	---

(1) 災害復興本部の設置

市域において、大規模な災害により壊滅的な被害を受けた場合、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制に円滑に移行できるよう、横断的な組織として市長を本部長とする「災害復興本部」を設置する。

(2) 災害復興本部の組織・運営

災害復興対策本部の組織・事務分掌は下記を基本として、災害の規模、被害状況等を勘案して決定する。また、災害復興対策本部の運営にあたっては、災害対策本部が実施する事務との整合を図る。また、部課長級職員からなる事務局を置く。

構成員		事務分掌
本部長	市長	本部の事務を総理し、本部を代表する。
副本部長	副市長、教育長、 上下水道事業管理者 病院事業管理者	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
事務局	部課長級職員	本部長の定めるところにより本部の事務に従事する。

なお、広範囲にわたって面的整備を要する場合には、災害復興本部内に有識者や各種団体等からなる復興計画審議会を設置し、具体的な計画案の検討を行う。

また、その他、国、県等に対し職員の派遣要請等を行い、策定体制の強化を図る。

4. 西宮市復興計画の策定

市は、市民生活の再建及び経済・社会の再生を円滑且つ迅速に行い、将来にわたって安全な地域づくりを推進するため、被害状況や基盤整備状況などの地域特性に応じた復興計画を策定し、市民の理解を得ながら、復興事業を実施する。

(1) 復興基本方針の決定

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、文教住宅都市及び環境学習都市という本市の基本方針のもと、将来にわたって災害に強いまちづくりを推進するための復興の基本方針を定める。

復興基本方針の決定	1 災害復興基本方針の策定、周知及び意見聴取 2 災害復興基本計画の策定着手
-----------	---

(2) 復興計画の策定

大規模な災害により市域が大きな被害を受け、社会経済活動に障害が生じた場合、被災地域における生活の再建と経済の再生を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業等、都市計画の決定や変更を伴う事業を実施する必要がある。

こうした事業を迅速に実施するため、復興に向けたマスタープランとなる復興計画を策定し、計画的に復興を進める。

復興計画策定にあたっては、総合計画等との調整を図るとともに、市民の合意形成を得ながら災害に強いまちづくりと快適な都市環境を目指すものとする。

また、各種事業の円滑かつ迅速な推進に向けては、計画の検討段階から関係者間での調整や合意を図るため、市長と県知事の他、必要と認めるものを構成員とする復興協議会を組織できるものとする。

復興計画は復興のマスタープランとして機能すると同時に、復興に関する各種事業を一つの計画に基づいて展開し、地域全般の復興を円滑且つ迅速に進めるためのものでもある。

復興計画の策定	1 復興推進区域、重点復興地域指定の都市計画決定の調整 2 災害復興基本計画の策定、公表及び周知 3 地区別整備計画の策定、公表及び周知 4 災害復旧事業計画の決定（地区別細部計画の策定含む） 5 住民・事業所等の合意形成
---------	---

次頁以降に参考として、「東日本大震災復興特別区域法に基づく個別法の各種手続のワンストップ処理の手続一覧表」及び「阪神・淡路大震災時における西宮市震災復興計画策定フロー」を示す。

(参考1：東日本大震災復興特別区域法に基づくワンストップ処理の手続一覧表)

	対象手続	協議会協議等の手続 (〔〕内は協議会に構成員として加える者)	協議等に必要な書類 計画記載事項
ゾーニング関係	土地利用基本計画の変更	・協議会協議 〔都道府県知事、市町村長、学識経験者、国土交通大臣〕	・復興整備計画の関係部分 ・土地利用方針 ・変更の内容を記載した書類
	都市計画区域の指定、変更又は廃止	・協議会協議〔都道府県知事、学識経験者、都道府県議会議員、市町村議会議長、国土交通大臣〕 +国土交通大臣の同意	・復興整備計画の関係部分 ・土地利用方針 ・名称及び区域を記載した書類 ・都市計画法施行規則第2条第2項各号の図書
	都市計画の決定又は変更	・協議会協議〔国土交通大臣（都道府県決定の都市計画）〕 +知事の同意 (知事の同意が必要な都市計画) +国土交通大臣の同意 (国土交通大臣の同意が必要な都市計画)	・復興整備計画の関係部分 ・土地利用方針 ・総括図 ・計画図 ・計画書
	農業振興地域の変更 農用地利用計画の変更	・協議会協議 〔都道府県知事、市町村長、農協、土地改良区、農業委員会〕 +都道府県知事の同意 (農用地利用計画の変更の場合)	・復興整備計画の関係部分 ・土地利用方針
	地域森林計画区域の変更	・協議会協議 〔都道府県知事、市町村長、学識経験者、森林管理局長、農林水産大臣〕	・復興整備計画の関係部分 ・土地利用方針
	保安林の指定又は解除	・協議会協議 〔都道府県知事、市町村長、農林水産大臣〕 +農林水産大臣の同意	・復興整備計画の関係部分 ・土地利用方針
	漁港区域の指定、変更又は指定の取消し	・協議会協議 〔都道府県知事、市町村長、国土交通大臣(漁港区域が1級河川区域を含む場合)〕	・復興整備計画の関係部分 ・土地利用方針
許認可等関係	農地転用の許可	・協議会協議 〔農林水産大臣、都道府県知事〕 +農林水産大臣の同意	[法※第46条第1項第1号の地域] ・土地利用方針 〔その他の地域〕 ・土地利用方針 ・復興整備計画の関係部分
	開発行為等の許可	・協議会協議 +都道府県知事の同意	・復興整備計画の関係部分 ・開発行為等の概要
	都市計画事業の認可等	・協議会協議 〔国土交通大臣 (同意を必要とする場合に限る)〕 +国土交通大臣の同意 +都道府県知事の同意	・復興整備計画の関係部分 ・事業地を表示する図面 ・設計の概要を表示する図書 ・資金計画書 ・施行者の名称 ・都市計画事業の種類 ・事業施行期間
	農地転用の許可	・協議会協議 〔都道府県農業会議、農業委員会〕 +都道府県知事の同意	・復興整備計画の関係部分
	農用地区域における開発行為の許可	・協議会協議 〔都道府県農業会議〕 +都道府県知事の同意	・復興整備計画の関係部分

	対象手続	協議会協議等の手続 (〔〕内は協議会に構成員として加える者)	協議等に必要な書類 計画記載事項
許認可等関係	地域森林計画の対象民有林における開発行為の許可	・協議会協議 〔都道府県知事、市町村長、学識経験者〕 + 都道府県知事の同意	・復興整備計画の関係部分
	保安林における立木の伐採等の許可	・協議会協議 + 都道府県知事の同意	・復興整備計画の関係部分
	国立公園の特別地域における工作物の新築の許可等	・協議会協議〔環境大臣〕 + 環境大臣の同意	・復興整備計画の関係部分
	漁港区域における工作物の建設等の許可	・協議会協議 + 都道府県知事の同意	・復興整備計画の関係部分
	港湾区域における工事の許可等	・協議会協議 + 都道府県知事の同意	・復興整備計画の関係部分 ・港湾法施行規則第3条の5第1項各号について各港湾管理者が定めている様式及び添付書類 ・港湾法施行規則第1号様式又は第2号様式及び第5条第2項各号又は同条第3項各号に掲げる添付書類
事業関係	土地改良事業計画	・協議会協議 〔都道府県知事、市町村長、土地改良施設の管理者〕	・土地改良事業計画の案 ・土地改良施設の予定管理方法等 その他必要な事項を記載した書類
	集団移転促進事業計画	・協議会協議 〔国土交通大臣〕 + 国土交通大臣の同意	・法 [※] 第53条第3項に規定する集団移転促進事業に関する事項を記載した書類
	改良地区の指定	・協議会協議 〔国土交通大臣〕 + 国土交通大臣の同意	・「東日本大震災復興特別区域法の施行を踏まえた住宅地区改良事業の運用について」別添1 ・住宅地区改良法施行令第4条各号に掲げる基準を満たすことを証する事項
	改良事業計画の策定	・協議会協議 〔住宅地区改良法第7条各号に掲げる者、国土交通大臣〕	・「東日本大震災復興特別区域法の施行を踏まえた住宅地区改良事業の運用について」別添2 ・住宅地区改良法第6条第2項各号及び第3項各号に掲げる事項
	特定漁港場整備事業計画	・協議会協議 〔都道府県知事、市町村長、農林水産大臣〕 + 農林水産大臣の同意	・漁港漁場整備法施行規則別記第1号様式

※「法」とは「東日本大震災復興特別区域法」のことを指す

(参考2：阪神・淡路大震災時における西宮市震災復興計画策定フロー)

